

平成25年度事業活動概況

1 税理士法改正の実現に向けた対応について

平成25年3月に取りまとめた「税理士法に関する改正要望書（平成26年度改正要望項目）」に基づき、15税理士会において改正要望に関する研修会を開催し、税理士会役員等の理解を深め、業界一丸となって法改正に取り組む態勢を整えた。

また、改正要望書を要約したリーフレットを作成し、各方面への陳情・説明の際に配布するとともに、日本税理士政治連盟と連携して、各政党の税理士議連等の会議に関係役員が出席して改正要望について説明するなど、国会議員に対する陳情を行った。

税理士資格の取得制度について、日本公認会計士協会との協議を重ねた結果、平成25年12月3日付で、公認会計士への税理士資格の付与については、国税審議会が指定する実務補習団体等が実施し、税理士試験の税法科目合格と同程度の学識を習得できる研修を修了することとする旨合意した。

これらの活動の結果、平成25年12月24日に閣議決定された「平成26年度税制改正の大綱」に納税環境整備の一環として「税理士制度の見直し」が明記された。その後、平成26年2月4日に税理士法改正案を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日国会に提出、2月28日に衆議院本会議で可決され、同日に参議院に送付、3月20日の参議院本会議で可決・成立し、3月31日付で公布された。また、関係政省令も同日公布された。

これを受けて税理士法改正に伴う会則・規則等の変更について、税理士法改正特別委員会第2分科会において検討を開始した。

2 税制改正への対応について

税制改正への対応については、税理士会及び部・委員会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、必要最小限の事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の5つの基本的視点から検討し、「平成26年度・税制改正に関する建議書」として取りまとめ、これを財務省・国税庁・総務省・中小企業庁等関係省庁に提出した。

また、日本税理士政治連盟と連携して、各政党の税制調査会等のヒアリングにおいて本会の税制改正意見について説明した。

その結果、「平成26年度税制改正大綱」に、給与所得控除の見直し、簡易課税制度の適正化、行政不服審査法の見直しに伴う国税不服申立制度の見直し等、建議項目の全部又は一部が取り上げられた。

その他、事業承継税制、設備投資減税、グリーン投資減税、研究開発税制等について関係省庁と意見交換を行い、税務の専門家の視点から意見を述べた。

3 東日本大震災への対応について

東日本大震災については、甚大な被害を被った被災会員に対する変更登録手数料等の免除などの措置を引き続き講じたほか、税理士会を通じて寄せられていた義援金10,000円を東北税理士会に配付した。

また、平成26年2月8日、9日の2日間にわたって、東北地方の被災者向けに、15税理士会か

ら会員22名を仙台市内の相談会場（東北税理士会館）に派遣し、178名の納税者の相談に応じるなど、全会挙げて被災者等の支援に努めた。

4 中小企業支援施策の推進について

平成24年8月30日に施行された「中小企業経営力強化支援法」において、複雑化・多様化する中小企業の経営課題に対応するため、財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を行うための支援体制を整備するために、税務、金融及び企業の財務に関する知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定する「認定支援機関制度」が創設された。この認定支援機関制度において税理士・税理士法人は中小企業の金融と経営支援の担い手としての役割を期待されており、現在では認定支援機関の約8割を税理士・税理士法人が占めている。

このような国の動きを契機として、本会は、中小企業支援対策に関する事項を所掌する新たな組織を立ち上げることとし、平成25年7月25日に中小企業対策特別委員会を設置した。当該委員会の所掌事項は、会計参与制度の普及推進、税理士会の会員の中小企業支援に関する事項、「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の調査研究等、多岐にわたっており、会員が行う中小企業支援業務に係る周辺環境整備の役割を担っている。

平成25年度においては、関係官庁・諸団体等と意見交換を行い情報収集を図るとともに、税理士会に対してアンケートを実施し、税理士会の中小企業支援業務に係る対応状況について現状把握に努めた。

また、会計参与制度の普及推進を図るために、税理士会における指導者養成を目的として、「会計参与制度指導者研修会」を開催したほか、会計参与制度の手引きの見直しを行うなど、引き続き制度普及に向けた方策について検討を進めた。

さらに、「中小企業の会計に関する指針」の見直しに伴い、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」の見直しを行い、ホームページに公表した。

5 電子申告制度の利用促進及び税理士用電子証明書の取得推進について

電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、税の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁に提出した結果、受付時間の拡大、登録できるメールアドレスの追加、e-Taxソフト（WEB版）の利便性の向上等が実現した。

また、平成26年1月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

税理士用電子証明書については、引き続きICカードの取得に係る周知及び促進を図った結果、平成26年3月末日の取得会員数は54,871名、発行数は70,797枚となった。

6 書面添付制度の普及・定着について

書面添付制度の普及・定着については、国税庁に対し、引き続き本会及び国税庁間の書面添付制度の普及・定着に向けた協議の場を設けることを要望したほか、税理士会と国税局、支部と税務署との間の協議を円滑に進めるため、国税局及び税務署に対する適切な指示及び指導方を要望した。

また、全国における書面添付制度の運用状況に関する情報収集を行い、その結果を踏まえ、今後の国税庁との協議方針について検討した。

7 租税教育への取り組みについて

平成25年5月16日、下村博文文部科学大臣に対して、本会が新たに実施する教員養成大学向け寄附講座の周知及び国税庁、文部科学省及び総務省で構成する租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）が企画する租税教育シンポジウムへの教員等の参加呼び掛けについて要望を行った。

平成25年6月7日、若林健太参議院議員及び松野博一衆議院議員（高校新科目「公共」に関するプロジェクトチーム座長）に対して、新科目「公共」の中に申告納税制度を盛り込むことについて要望を行ったところ、同プロジェクトチームが取りまとめた6月13日付提言に、新科目「公共」の内容として「税に関すること（例：納税の義務、納税の方法、税金の使途など）」が盛り込まれたほか、指導員として税理士など社会のさまざまな分野で活躍する社会人をゲストティーチャーとして招き、社会との接点を重視した取り組みが不可欠と記載された。

中央租推協には、平成25年5月15日の総会、同年11月18日の運営委員会にそれぞれ賛助会員として参加した。また、10月8日、教員を目指す学生や租税教育関係者を対象とした租税教育シンポジウムが中央租推協の主催で開催され、税理士会から36名が参加し、租税教育推進部長がパネルディスカッションのパネラーとして出席した。

寄附講座については、平成26年度開設の6大学（3年目が千葉商科大学及び札幌学院大学、2年目が琉球大学、名古屋市立大学及び高崎経済大学、新設が西南学院大学）を決定した。併せて、震災復興寄附講座を福島大学に開設（2年目）することを決定した。

教員養成大学への寄附講座については、第1校目として愛知教育大学に平成25年度から2年間開設することを決定した。

このほか、平成26年3月13日、租税教育副読本「税って何かな？」を発刊した。

8 規制改革への対応について

平成25年7月に政府が交渉への正式参加を果たしたTPPを巡っては、政府から、これまでの交渉過程では、「個別の資格の相互承認についての議論はない」旨の説明を受けており、今後もこの見解に沿った交渉が継続されることが予測されることから、日本の租税基盤である申告納税制度を支える専門家として公共的使命を有する税理士制度の存在意義に鑑み、税理士資格については相互承認に係る議論の対象外とすべき旨を関係各方面に要望した。

また、TPPを含む経済連携協定等のサービス貿易自由化交渉については、将来的に税理士制度・税理士業務への影響が予想されることから、サービス貿易自由化交渉に係るこれまでの経緯及び税理士制度を有する他国の取り組み等を参考とした研修会を実施し、今後の対応策について検討を進めるとともに、日本税理士政治連盟と連携して情報収集に努めた。

9 税務支援事業への対応について

税理士記念日行事の一環として、2月8日、9日に15税理士会から会員22名を仙台市内の相談

会場（東北税理士会館）に派遣し、被災者に対する無料税務相談を実施し、178名の納税者の相談に応じた。

また、税理士会が独自事業を実施する際の参考に資するため、税理士会が実施している独自事業に関するアンケートを実施し、情報共有を図った。

受託事業については、平成24年度の受託事業の実施結果を踏まえ、平成25年度に向け8項目の要望事項を取りまとめ、国税庁個人課税課宛に提出し、要望事項に対する回答を徴した。

このほか、協議派遣事業については、一部の税理士会において実施した協議派遣団体の実態把握アンケートを基に情報共有を図ったほか、全国商工会連合会と定例協議会を開催し、情報交換及び相互理解に努めた。

10 税理士の資質の向上及び研修制度の拡充に向けた対応について

平成20年度に導入した研修受講管理システムの早期定着及び効率的運用を図るため、より実用的なシステムにするための追加カスタマイズを行うとともに、税理士会における改善要望事項等を基に、平成26年度の追加カスタマイズ項目について検討を行った。

また、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、全国統一研修会、登録時研修及びマルチメディア研修を企画・実施した。

全国統一研修会については、受講者数増加等に伴う税理士会からの会場数増加要望を受け、会員数、地域的特性及び各税理士会における事情等を勘案した結果、前年度より5会場増設し、延べ99会場において実施した。

登録時研修については、税理士の登録を受けた日から1年以内の者及び登録時研修未受講者を対象としているところ、全国統一研修会同様、税理士会から会場数増加要望があったため、前年度より1会場増設し、全国22会場で3日間にわたり実施するとともに、未受講者に対しては、未受講に関する理由書の提出を求めた。

マルチメディア研修については、「改革消費税法」、「重加算税の賦課要件」等、時宜に適った4テーマを収録し、研修ホームページ上にそれぞれ配信した。なお、研修ホームページ内に掲載されている各研修の視聴メニュー画面の平成25年度における総アクセス件数は115,058件（平成24年度は94,494件）を記録し、平成20年のホームページ開設から平成26年3月末日までのトップページへの総アクセス件数の累計は、344,140件に達した。

また、研修受講機会の拡充を図るため、税理士会において独自に収録・編集した研修を研修ホームページにて配信するとともに、昨今のIT化への対応として、平成26年度よりスマートフォン・タブレットでの受講を可能とすべく検討を進めたほか、税理士法改正による研修の義務化を見据えて、「〇〇税理士会研修細則（準則）」等の見直しについて引き続き検討を行った。

11 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚について

税理士の綱紀保持に係る施策については、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀粛正の徹底を求める記事を掲載した。また、税理士会に対し、綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員研修会の開催推進方を要

請し、所得税確定申告期には、税理士法第52条違反及び名義貸しを未然に防止するための記事を掲載して注意喚起を図った。

さらに、国税庁から過去に行われた財務大臣による懲戒処分に係る非違事例の提供があったことから、これを会報「税理士界」に掲載するとともに、各税理士会に提供し、非違行為の未然防止に資するため、各税理士会の会報掲載及び研修会資料等としての活用方を勧奨した。

1.2 税務相談体制の充実について

本会及び公益財団法人日本税務研究センターの共催、全国税理士共栄会の支援により運営している「税務相談室」について、引き続きその周知に努めた。

当該相談室の平成25年度実績（平成25年4月～平成26年3月）は、総計9,356件（一日平均39.98件、相談者別内訳：税理士5,230件、一般4,126件、税目別内訳：法人税2,631件、所得税2,146件、資産税3,098件、消費税1,047件、その他434件）であった。このほか、東日本大震災による被災者からの相談も受け付け、57件の相談に応じた。

1.3 公益活動への対応について

平成23年7月28日に設置した日税連成年後見支援センターは、全国の税理士会における成年後見支援センター設置に向けた支援体制の整備を事業の一としており、平成25年度では、北海道、中国及び四国税理士会において新たに成年後見支援センターが開設され、14税理士会（東京、東京地方、千葉県、関東信越、北海道、東北、名古屋、東海、北陸、中国、四国、九州北部、南九州、沖縄）において無料相談等の運営が実施されている。各税理士会成年後見支援センターの連携強化等を目的として、相談委員等を対象に税理士会成年後見支援センター協議会を実施した。

また、成年後見制度普及研修及び成年後見人等養成研修に関する研修教材を税理士会に提供するとともに、平成25年4月には成年後見指導者養成研修を実施した。このほか、税理士が成年後見人として財産管理を行う際の参考に資するために平成22年1月に刷製した「税理士のための成年後見ガイドブック～財産管理を中心として～」の内容を見直し、改訂版を発行した。

さらに、法定後見及び任意後見業務を補償内容としている成年後見賠償責任保険の適切な運用に努めたほか、「日税連成年後見支援センターHP」により、会員や国民に向けて成年後見に関する情報を適宜発信するなど適切な運営に努めた。

地方公共団体の監査制度については、基礎研修履修者を対象に実務研修を実施したほか、基礎研修用テキスト「地方公共団体の監査制度〈基礎編〉」の改訂作業を進めた。

政治資金監査制度については、政治資金規正法上の監査実務の円滑な遂行をサポートするとともに、税理士会における指導者を養成することを目的として政治資金監査指導者研修を実施した。

1.4 対外広報の強化について

平成25年度の対外広報は、これまでの路線を見直し、タレントを起用せず、税理士バッジ（会員章）を全面に押し出したデザインとし、「税理士の使命と仕事」をテーマに、①国家財政の安定化に寄与している、②税制の建議権がある、③中小企業の良き相談相手である、④社会貢献を行っているこ

とを訴求ポイントとして、「この国を支える。あなたを支える。それが税理士の使命です。」をキャッチコピーに展開した。

日刊紙には、平成25年9月28日付日本経済新聞朝刊に全15段の税理士法改正の意見広告を、11月10日付地方47紙に半2段の記事下広告、平成26年2月23日付読売新聞朝刊に全15段カラー広告、3月13日付読売新聞朝刊に半2段の記事下広告をそれぞれ掲載した。また、税理士記念日を中心とした確定申告期に税理士会において実施する無料税務相談について、新聞各社にパブリシティを行い、28紙で取り上げられた。

平成26年1月から3月にかけて30秒版のテレビCMを全国ネットで計17本放送した。

ホームページで対外広報用のスペシャルサイトを立ち上げ、広く税理士の使命と仕事についてPRするとともに、スペシャルサイトに誘導するWeb広告を2月17日から1週間、「YOMIURI ONLINE」に掲載した。

15 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）への支援について

平成25年10月にベトナム・ハノイで開催されたAOTCA第11回定時総会に出席するとともに、併せて開催されたタックス・カンファレンスには「移転価格税制と事前確認プロセス」をテーマとするセッションにスピーカーを派遣した。また、10月には韓国・済州島で開催された第43回アジア税務長官会合（SGATAR）にAOTCA代表として役員を派遣するなど、その運営に積極的に協力した。なお、平成27年のAOTCA会議は大阪での開催が決定された。

国際交流事業については、平成25年6月に中華民国記帳士公会全国聯合会の来訪を受け、わが国の税理士制度及び税理士会組織に関する研修会及び意見交換を実施した。また、7月には本会からモンゴル税理士会を訪問し、税理士制度と税理士会の役割等について懇談を行うとともに、同国の国会議員や国税庁を表敬訪問した。このほか、韓国税務士会との定期交流、ヨーロッパ税務連合のインターナショナル・タックスフォーラムへの参加、財務省及び税務大学校を通じたアジアをはじめとする諸外国の税務行政職員に対する研修会への出講など、諸外国における税務専門家制度の定着、発展に資するための国際協力活動を進めるとともに、日本の税理士制度の理解促進に努めた。

(注) 本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても記述している。